

## 南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成30年8月27日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 今 村 裕

### 記

- 1 監査の種類  
定期監査（7月実施分）
- 2 監査の対象  
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
- 3 監査の範囲  
平成29年4月から平成30年3月に実施した事務事業
- 4 監査の着眼点
  - （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
  - （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
  - （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
  - （1）帳票簿冊等の審査
  - （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取
- 6 監査の期間  
平成30年6月8日～平成30年8月2日まで

7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課 等	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
会 計 課	監 査 委 員 事 務 局	平成30年7月17日(火)
議 会 事 務 局		
選挙管理委員会事務局	監 査 委 員 事 務 局	平成30年7月18日(水)
農業委員会事務局		

8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものと認められたが、次のとおり改善を要する事項（指導事項2件）があったので、今後については留意し事務にあたられたい。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

## 《指導事項》

### 1. タクシー券について適切な管理を求めるもの

タクシー券管理簿の提出を受け内容を確認したところ、タクシー券を長期間分まとめて交付しているもの、管理簿において残枚数が確認できないものなど、問題点が見られた。

タクシー券を長期間分まとめて交付することは、タクシー券紛失等のリスクが高まることから、本来であれば、利用の都度交付することが望ましい。

タクシー券は金券と同じ性質のものであることから、適正な払出枚数となるよう見直しを行うこと、また、定期的に管理簿と残枚数の突合を行うなど、適正に取り扱われたい。

(議会事務局)

### 2. 選挙ポスター掲示場設置管理撤収業務委託において適切な検収がされていないもの

公営ポスター掲示場設置・管理撤収業務委託について、完了確認のために提出を求めている写真を確認したところ、記録に残されている撮影日が実際の撮影日と異なるもの、設置日が不明のものなど、提出されている書類の記載に不備があるにもかかわらず、そのまま受領していた。

この件については、平成 29 年度 2 月に実施した定期監査においても、仕様書に定めた書類の提出を受けていなかったことや適切な検収が行われていなかったことから、業務実態に即した仕様書となるよう見直しを求めたが改善されていなかったものである。

再度、契約書及び仕様書で定める業務内容の履行について見直しを行い、適切な検収・確認を行われたい。

(選挙管理委員会事務局)